

7 弥 監 公 表 第 2 号
令和 7 年 5 月 29 日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行

令和 6 年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、及び第 7 項の規定に基づき、監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和 6 年度 財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、以下のとおり、令和 6 年度の財政的援助団体等監査を実施する。

第 1 監査の概要

1 監査の目的

弥富市監査基準（令和 2 年監査公表第 1 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する「市が補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、受益権を有する信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか」について監査することを目的とする。

2 監査の対象

（1）実施団体

実施団体は、「財政援助団体等監査実施団体選定基準」（別紙 1）に基づき選定した 332 団体とする。なお、市の財政援助等の区分ごとの団体数は、次表のとおりであり、実施団体の一覧は「財政援助団体等監査実施団体」（別紙 2）のとおりである。

財政的援助の区分	実施団体数	
		うち監査委員による 監査の実施団体数
出資団体	0	0
公の施設の指定管理者 （社会福祉協議会・ シルバー人材センター）	2	0
補助金等交付団体	3 3 0	2 0 5
信託団体	0	0
計	3 3 2	2 0 5

(2) 対象事務

主として、令和6度における市の財政援助等に係る出納その他の事務の執行を対象事務とする。

3 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査委員事務局による事前調査	監査委員事務局	令和7年5月7日～ 令和7年5月14日
監査委員による本監査	本庁舎5階 打合室4	令和7年5月22日

4 監査の主な着眼点

監査に当たっては、財政的援助等の区分に応じ、主として、次の点に留意し実施する。

(1) 合规性

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、法令等に従って適正に処理されているかという観点

(2) 経済性

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、より少ない費用で実施できないかという観点

(3) 効率性

同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという観点

(4) 有効性

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、所期の目的を達成しているか、また、効果をあげているかという観点

5 監査の実施内容

(1) 事務局職員による監査（事務局監査）

事務局職員は、全ての実施団体に対し、実地監査を実施する。

監査に当たっては、実施団体の監査対象事務におけるリスク（財政的援助等の目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、実施する。

(2) 監査委員による監査（監査委員監査）

監査委員は、事務局職員による監査を実施した団体のうち205団体に対し、事務局職員による監査の結果を踏まえ、監査委員監査を実施する。

財政的援助団体等監査実施団体選定基準

区分	対象団体		選定基準
出資団体	①市が当該法人の資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している法人	出資比率 100%	原則として対象団体全て
	②市及び市が資本金、基本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人が、資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している法人	出資率 25 % 以上 100%未満	対象団体の概ね4分の1
	③上記以外の法人	出資率 25%未満	特に必要と認めた団体
公の施設の指定管理者	条例に基づく指定管理者 (社会福祉協議会・シルバー人材センター)		原則として対象団体全て
補助金等交付団体	市単独事業で、補助金等の財政的援助を与えているもの	交付額2万円以上	原則として対象団体全て
信託団体	市が受益権を有する不動産の信託の受託者		対象団体の概ね4分の1

財政的援助団体等監査実施団体補助金名	団 体 名	担当課	監査
シルバー人材センター補助金	弥富市シルバー人材センター	介護 高齢課	
老人クラブ連合会補助金	福寿会連合会		
単位老人クラブ補助金	単位 福寿会 32団体		
子ども会連絡協議会補助金	子供会連絡協議会	児童課	
子ども会育成費補助金	単位 子供会育成会 22団体		
金漁業協同組合補助金 内水面養殖事業研究活動費補助金 金魚特産展示補助金	弥富金魚漁業協同組合	観光課	
弥富市観光協会補助金	弥富市観光協会		
農業経営者の会補助金	弥富市農業経営者の会		
農業機械銀行運営協議会補助金	弥富市農業機械銀行	産業 振興課	◎
農村生活アドバイザー補助金	弥富市農村生活アドバイザー		
花き組合補助金	弥富市花き組合		
青年農業者活動助成金	弥富市青年農業者の会		
農業後継者育成交付金	J A あいち海部青年部		
土地改良区運営補助金	弥富土地改良区 鍋田土地改良区 十四山土地改良区		
愛知県労働者福祉協議会補助金	愛知県労働者福祉協議会海部支部		
商工会補助金 小規模事業指導費補助金 街路灯維持管理補助金	商工会		
稲作担い手農業者会助成金	稲作担い手農業者会助成金		
防犯協会補助金	弥富市防犯協会	市民 協働課	◎
地域づくり補助金	弥富市地域づくり補助金 34団体		
学区（地区）コミュニティ推進協議会補助金協議会	コミュニティ推進協議会 6団体		
防犯設備整備費補助金	自治会 5団体		
地区公民館整備事業補助金	自治会 3団体		

補助金名	団 体 名	担当課	監査
たばこ組合補助金	弥富市たばこ組合	税務課	
青色推進委員会補助金	弥富市青色推進委員会 4 団体		
消防団分団運営等助成金	弥富市消防団 1 6 団体	防災課	◎
弥富防災ハムクラブ補助金	弥富市防災ハムクラブ		
消防設備整備事業補助金	自治会 1 4 団体		
自主防災組織補助金	自主防災会 3 8 地区		
弥富市社会福祉協議会運営費補助金	弥富市社会福祉協議会	福祉課	
海部地区心身障害者保護者会連合会補助金	海部地区心身障害者保護者会連合会		
弥富市障害者ボランティア団体養成等事業補助金	社会福祉協議会		
弥富市障害者共同生活援助事業費補助金	社会福祉法人等 1 3 法人		
海部地区心身障害児者保護者会連合会補助金	海部地区心身障害者保護者会連合会	学校 教育課	
P T A 連絡協議会補助金	弥富市小中学校 PTA 連絡協議会		
P T A 活動補助金	弥富市小中学校 PTA 1 1 団体		
女性の会補助金	弥富市女性の会		
学区女性の会補助金	弥富市地区女性の会 3 団体	生涯 学習課	◎
文化協会補助金	弥富市文化協会 3 3 団体		
スポーツ協会補助金	弥富市スポーツ協会 1 9 団体		
なぎなた競技育成等補助金	弥富市なぎなた連盟		
総合型地域スポーツクラブ補助金	総合型地域スポーツクラブ		
スポーツ少年団育成補助金	スポーツ少年団 3 団体		
重要文化財服部家住宅補助金	重要文化財 服部家	歴史 民族 資料館	
市指定文化財補助金	市指定文化財 4 団体		
文化財保存会補助金	弥富市文化保存会		
無形文化財伝承活動奨励補助金	地区文化保存会 35 団体		
山車等整備事業補助金	弥富市文化財保存会 7 団体		

(注) ◎印は、監査委員監査を実施する団体を表す。ただし、事務局監査の結果を踏まえて、変更する場合もある。

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていることがおおむね認められたものの、一部で是正または改善が必要である事項〔指摘事項（措置を要する事項）〕が認められたので、速やかに再発防止に向けた取り組みの検討及び実施を求める。

また、一部で留意し改善する必要がある事項（留意事項）が認められたので、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

〔指 摘 事 項（措置を要する事項）〕

◎ 産業振興課

（1）農業経営者の会補助金

「情報交換会」として飲食店において 167,897 円支出されている。一人 3,500 円の会費を負担しているが、一人当たりの支出は約 6,200 円であった。

その他、「忘年会」として飲食店に 126,137 円支出されている。会員は一人 1,000 円、非会員は一人 3,500 円の会費を負担しているが、一人当たりの支出は約 7,600 円であった。

飲食代について、会費で不足している分を、補助金から支出されていることが確認した。

補助金等の見直しに関する指針（平成 24 年 10 月）の補助金等交付基準に下記の基準が明記されている。

①原則として事業に要する経費を補助対象とすること。

②交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等補助事業の実施とは直接関係のない団体運営に係る経費は補助対象としないこと。

飲食費を補助金で支出する理由について、産業振興課より次の回答を得た。

「情報交換会(飲食店)は総会を開催した直後に実施しております。情報交換会の会費の個人負担を増額することを検討しましたが、増額することで参加する会員が減少する可能性があったため、通常どおりの補助金を充用しました。また、忘年会に関しても同様の考えで通常どおりの補助金の充用を継続しました。」

参加する会員が減少するという理由で飲食費を補助金で支出することは、補助金の交付基準に遵守しておらず不適切である。前年度に引き続く指摘であり、次年度以降、繰り返されることのないよう強く要望する。

◎ 防災課

(1) 消防団分団運営助成金

ア 次の金額について、飲食費を補助金で支出していることが確認された。第1分団 9,336 円、第5分団 9,940 円、第7分団 12,340 円、第15分団 6,682 円。

補助金等の見直しに関する指針（平成24年10月）の補助金等交付基準に下記の基準が明記されている。

①原則として事業に要する経費を補助対象とすること。

②交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費等補助事業の実施とは直接関係のない団体運営に係る経費は補助対象としないこと。

飲食費を補助金で支出することは、補助金の交付基準に遵守しておらず不適切である。前年度に引き続く指摘であり、次年度以降、繰り返されることのないよう強く要望する。

イ 宛名未記入の領収書や、使途が不明な領収書が散見された（24件）。宛名及び使途が不明確であり、未確認の状態で補助金が交付されていた。使途の確認を行い、適切に交付されたい。

◎ 学校教育課

(1) P T A連絡協議会補助金

補助金の使途について、明細書や領収書の確認をせず、未確認の状態で交付していた。使途の確認を行い、適切に交付されたい。

(2) P T A活動補助金

公費と私費の負担区分について明確になっておらず、学校及びP T Aに対して示されていないため、不適切な支出が確認された。補助金の使途を適切にするために、公費と私費の負担区分について明確にされたい。

また、補助金の使途について、学校教育課は明細書や領収書の確認をせず、未確認の状態で交付していた。使途の確認を行い、適切に交付されたい。

ア 学習指導要領に基づく教育を行うために必要な経費や、学校の備品、学校の建物等に対する修繕工事、卒業証書の印刷及び卒業証書など、公費で支出すべきものにP T A活動補助金が使われていた。

イ 市から交付されている「芸術鑑賞補助金」で芸術鑑賞会観劇料は支出しているが、支出の一部にP T A活動補助金が使われていた。

[留 意 事 項]

◎ 介護高齢課

(1) 単位老人クラブ補助金

実績報告書に受付印の未押印及び日付の未記入が散見された。

また、1団体においては、実績報告書が全て消えるペンで記入されていた。

行政文書として適切に管理されたい。

◎ 児童課

特になし。

◎ 観光課

特になし。

◎ 産業振興課

(1) 農業後継者育成交付金

補助金等交付申請書および交付金決定通知書の補助事業等の名称が「青年農業者の会交付金」だったが、実績報告書及び補助額の確定通知書では「農業後継者育成交付金」になっており、補助事業の名称に誤りがあった。所属長は、このような誤りがないよう決裁時に十分確認されたい。

(2) 農業経営者の会補助金

令和3年度及び令和4年度、令和5年度に引き続き、繰越金が補助金額より多い。内容の精査をして補助額を検討されたい。

◎ 市民協働課

(1) 地区公民館整備事業補助金

3地区に対しての合計補助金額が2,450,000円と多額であるが、弥富市地区公民館整備事業補助金交付要綱第15条に基づく職員による補助事業の実地検査がされていなかった。同条によると実地検査は必要に応じて実施することになっているものの、補助金額が高額になることが多いことから、可能な限り実地検査を実施されたい。

また、交付申請書の着手及び完了予定日の日付が未記入だった。行政文書として適切に管理されたい。

(2) 地域づくり補助金

別団体であるが、事業内容及び活動日、活動内容、支払い日時等が酷似している団体が見受けられた。市民協働課は実態を十分に調査し、別団体であることを確認していた。今後も、一体に見受けられる団体については、不公平感が出ないように注視されたい。

(3) 防犯協会補助金

補助金交付要綱が作成されていなかった。

補助金等の見直しに関する指針（平成 24 年 10 月）の補助金交付基準では「交付根拠の不透明性」が指摘されている。補助金の交付に当たっては透明性・公平性が確保される必要がある。補助金交付要綱を整備し、要綱に基づいて適切に交付されたい。

(4) コミュニティ推進協議会補助金

変更決定通知などの起案に「さかのぼりで対応」とメモが残されていた。日付に整合性がない際には、職員の事務において、さかのぼって日付を調整せず、団体に適切に指導されたい。

また、補助金交付申請書の着手予定日の未記入及び交付決定の起案の修正箇所には訂正印がなかった。行政文書として適切に管理されたい。

◎ 税務課

特になし。

◎ 防災課

特になし。

◎ 福祉課

(1) 弥富市障害ボランティア団体養成等事業補助金

補助金の使途を確認しないで交付していた。今後は使途を確認し、適切に交付されたい。

また、保存年限を超えている文書が廃棄されていなかった。行政文書管理規程に基づき、適切に廃棄されたい。

◎ 生涯学習課

交付している補助金の使途の内容について、今後も十分に確認したうえで交付されたい。

(1) 文化協会補助金

補助金の使途について、文化協会にヒアリングを実施していたが、ヒアリングの記録を残していない。確認した書類及びヒアリングした結果は記録に残されたい。

以上